

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書（案）

令和3年12月24日付け西東京市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 運行の態様

路線定期運行 西東京市コミュニティバス

2 協議に係る路線及び運行系統の概要

変更前

路線名	運行事業者	運行系統
第4北ルート	関東バス株式会社	花小金井駅～西原町4丁目～田無駅 (新青梅街道経由)

3 協議が調った事項

(1) 停留所の廃止

- ① 廃止する停留所 西原町4丁目
- ② 廃止日 令和4年1月14日

(2) 運行計画の変更

変更内容 経由地の変更

変更後

路線名	運行事業者	運行系統
第4北ルート	関東バス株式会社	花小金井駅～多摩六都科学館～田無駅

令和3年12月24日

西東京市地域公共交通会議
会長 松本貞雄